

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： にじいろ保育園 梅が丘	種別：保育所	
代表者氏名： 摺本 夏代	定員（利用人数）：69名（65名）	
所在地： 愛知県名古屋市天白区梅が丘3-1701		
TEL： 052-875-6555		
ホームページ： http://www.like-kd.co.jp/academy		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成31年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： ライクキッズ株式会社		
職員数	常勤職員：15名	非常勤職員：8名
専門職員	（園長） 1名	（保育士） 17名
	（主任） 1名	（看護師） 2名
	（副主任） 1名	（栄養士） 4名
施設・設備の概要	（居室数） 7室	
	（設備等） エアコン完備・事務所	0.1.2歳児保育室は床暖房設置
	相談室・休憩室・更衣室	乳児トイレ・幼児トイレ（扉付き）
	調理室・医務室	送迎用駐車場・園庭（砂場）

③理念・基本方針

★理念

・法人

・・・planning the Future 一人を活かし、未来を創造する一

・施設・事業所

「のびやかに育て だいちの芽」

★基本方針

<保育方針>

みとめ愛（信頼）・みつめ愛（安定）・ひびき愛（共感）

<めざす保育園像>

◆陽だまりのような保育園 ◆地域と共に育つ保育園 ◆子どもと共に輝いていける保育園

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・のびのびと子どもたちが活動し「なぜ?どうして?」などの疑問や不思議を保育者や友だちと一緒に考える保育の実施。
- ・自然を通じて、虫・草花に触れ、興味を持ち観察する。
- ・充実した散歩コース。徒歩20分圏内に公園がたくさんある。
- ・縦割り保育の実施。
- ・はだし保育の実施。
- ・外国人講師による英会話の実施。(月1回)
- ・近隣の老人ホームへの訪問したり、介護職員の方が来園し、保育園の行事にも参加してくれる。
- ・園開放や園のイベントを行い、未就園児を対象に園に足を運んでいただく機会を作る。(月1回)

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年5月13日(契約日) ~ 令和8年2月5日(評価確定日) 【令和7年12月15日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1回 (令和4年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育の質の向上に向けた取組み

園長は、キャリアや年齢層の異なる保育士がいる中で、「同じサービスが提供できる」ことが、保育の質の向上につながると認識して職員指導にあたっている。職員としての人となりや人を思いやる姿勢を大切に、園内外での教育・研修の積極的な受講を奨励している。園長・主任が、各クラスを回り、良好なコミュニケーションから職員自らが足りない部分に気づき、改善できるよう指導・助言をしている。それらの取組みを通して、園全体の「保育の質の向上」を図っている。

◆保育実践の振り返り

自己チェックを定期的に行い、また園長が確認して話合いの場を設けており、職員が自らの保育を振り返る機会となっている。それに伴って不適切保育の撲滅を目指しており、園全体の雰囲気明るい。

◇改善を求められる点

◆経営課題の特定と事業計画の策定

現状認識されている園運営に関する課題は、手順の文書化である。優先順位や対応時期、期間を定めてマニュアル類の作成を図りたい。そして、園長の思い描く将来的な「園のあるべき姿」を明確にし、さまざまな課題を中・長期計画や単年度の事業計画に反映させて園を運営していくことが望まれる。

◆文書管理

マニュアルや手順書は法人本部での作成となっているが、苦情対応や実習生の受入れ手順等、園の現状に合わせて加筆・修正する等、見直しに関しては改善の余地がある。また、マニュアルや手順書の所在が分からないことも見受けられた。所在を明確にして職員全体への周知を図り、いざという時にすぐに使える体制づくりに期待したい。マニュアルは、「必要な時に」、「必要な人が」、「必要な場所で」手にすることができることが要求事項である。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は、ありがとうございました。
「地域に愛される園を目指して」を目標に、今後も邁進していきたいと思ひます。
まずは、「園のあるべき姿」を明確にし、御利用者様や働く職員に発信していくこと。
次に、マニュアル化。
今回気づいたこれらの課題を着実に乗り越え、新たな”にじいろ保育園梅が丘”を目指していきたいと思ひます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 法人の理念である「のびやかに育て だいちの芽」を施設理念に掲げ、いつでも目に入るように各クラスを含め園内各所に掲示している。新人研修や日常保育、各会議等を通して職員への理解浸透を図っている。園内では、理念・方針に沿って「脱不適保育」の年度目標を設定し、他園事例も参考にして子どもが主体的にのびのびと活動できる保育を実践している。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 公立園・私立園合同の区の園長会が年3回開催され、保育環境の動向や制度に関する情報を得ている。他園園長との情報交換から、地域の保育環境の変化等の各種情報を収集し、法人内の系列園や法人と情報共有している。園見学等の利用者数を、法人内システムを利用して報告している。周辺地域の人口推移等も注視するなど、保育環境の変化を的確に把握・分析することが望まれる。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 近年、特定クラスにおける保護者対応が課題となっている。数年前に顕著な人員不足となったが、現在は人員確保や職場環境の整備による離職予防により人員不足は解消し、新人育成体制の整備等が新たな課題となっている。認識している課題は、課題整理や対応の優先順位・対応時期などを明確にするためにも「課題一覧（仮称）」等にまとめ、カテゴリー別に文書化することが望まれる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 中・長期計画策定は、前回の第三者評価における「改善が求められる点」となっていたが、改善されて、中・長期計画が策定されていた。園長は、地域に根差し、定員いっぱい、子どもも職員もいつでもワクワクできるように「ディズニーランドみたいな園」を将来的な「園のあるべき姿」としている。その思いも中・長期計画に反映させて活動することを期待する。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 園独自の事業計画が策定されているが、園長の思いである中・長期計画を踏まえた事業活動や現状の課題改善に向けての活動計画が反映されていない。特定クラスにおける保護者対応への対策については、研修や対応手順の整備等、計画的な改善を図ることが必要となる。様式の範囲内となるが、中・長期計画を踏まえた活動や現状の課題改善への取組みも含めた事業計画とすることが望ましい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画に関する各活動は、職員会議やクラス会議、個人面談を通して職員意見を収集し、半期で進捗を確認して後期の改善活動に反映させている。年度末に事業報告を作成して次年度の事業計画に繋げているが、事業計画に対しての職員の関心度は低い。事業計画の各活動は職員の協力が必要であり、職員が主体となる活動も少なくない。事業計画への職員の参画意識を高めることが望まれる。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画は玄関に設置し、保護者はいつでも閲覧できるようにしている。保護者が参加する行事を利用して説明する機会としている。保護者に、より園を知ってもらう機会として保護者参観を利用して、初めて「園長を囲む会」を開催する予定である。今後、保護者が子どもの成長を見通せるように説明内容に工夫を加える等、園や事業計画に対する保護者の関心を高めることを期待する。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長は、キャリアや年齢層の異なる保育士が「同じサービスを提供できる」事が、保育の質の向上に繋がると認識している。職員としての人となりや人を思いやる姿勢を大切にして、園内外での教育・研修の積極的な受講を奨励し、園長・主任が、各クラスを回ってコミュニケーションを取っている。そこで、職員自らが足りない部分に気づき、改善できるよう、指導・助言している。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人様式の保育所自己チェックや人権擁護のためのセルフチェックリストを定期的実施している。クラスや個人についての課題、園での課題も特定し、職員間で話し合い、対策・改善に努めている。前回の第三者評価における指摘事項も改善が図られている。必要に応じ、第三者評価の項目を抜粋して定期的な自己評価を実施し、それを分析することで課題を抽出することも可能となる。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> 「組織体制」や「組織図」により、園長・主任や各職員の役割や責任が明確となっている。有事における権限委任手順については「防災計画」等で明確となっているが、平時における園長不在での権限委任は「暗黙の了解」となっている。避難訓練や防犯訓練等、園長不在でも実施して園長不在による支障が発生しないようにしている。現状に合わせ、権限委任の手順を明確にされたい。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	Ⓐ	b・c
<コメント> 法人内にコンプライアンス委員会が設置され、法令順守が図られている。園運営に関連する法令・指針の改正状況については、市や法人の担当部門からの通知を受け、必要に応じて職員に周知するとともに、機会があれば園長が説明会やセミナーに参加して情報収集している。園内で使用するマニュアルや手順書は法人本部の担当部門が作成し、園で加筆・修正して利用している。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a	ⓑ・c
<コメント> 新人職員にはベテラン職員がついてフォローし、クラス交換や園内研修等も実施して職員個人のスキルを高め、園全体の保育の質の向上を図っている。人数制限があって公立園での公開保育への参加が難しいため、今後は、系列園と連携した公開保育の実施を目指している。園内研修においては、動画ツール等も活用・工夫し、保育の質をより高める活動を期待する。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	Ⓐ	b・c
<コメント> 登降園管理や保護者との連絡、記録類の作成等はICT化され、保護者の煩雑さや職員の業務負担の軽減が図られている。日々の業務においては、ホワイトボードを活用してデイリーのシフトを見える化し、職員同士で協力し合える職場環境を整えている。設備や備品・用具等は、系列園での貸し借りもある。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	Ⓐ	b・c
<コメント> 毎秋、次年度の就業意向調査を行い、法人本部で採用活動を行っている。面接は本部管轄で行われるが、園では応募者の園見学に対応するとともに、必要に応じてポスターを掲示して採用活動に協力している。園内ではコミュニケーションを密に取り、働きやすい職場環境を整備して離職を予防している。現在は充足した人員体制であり、子ども主体とした保育が実践されている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<コメント> 「成長支援評価シート」の基となる等級制度による人事考課と、賃金改定の基となる処遇改善の仕組みが導入されているが、職員自らが将来を描くことができるキャリアパスは明確となっていない。等級制度がベースとなるが、職員の意見も聞きながら園内で経験年数に応じたキャリアモデルを検討する等、職員自らが自分の成長を見通せるような仕組みづくりが望まれる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の勤怠情報もICT化され、職員の勤務状況は園長はじめ法人本部でも常に確認できる。有給休暇は本人希望で取得でき、短時間勤務等の職員の意向や、家庭の状況を考慮した働き方ができる職場環境が整えられている。園内では、コミュニケーションを密にとるとともに、園長・主任は常に職員に眼を配り、職員が心も身体も健康な状態で子どもと接することができるよう取り組んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「成長支援評価シート」を利用した目標管理により、職員一人ひとりの育成に努めている。1年間で身に付けてほしい知識や技術、クラス運営等を個人面談や日々の保育を通して伝え、「成長支援評価シート」を用いた個人面談により総合的に評価している。職員一人ひとりのスキルアップを園全体の「保育の質の向上」につなげ、地域に選ばれて子どもを「満床」にすることを目指している。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>法人や市主催の研修を基に毎年「職員育成計画」を策定し、階層別・職種別・テーマ別等の多彩なカリキュラムが計画されている。保育士会等の外部主催の研修受講も奨励している。研修受講後は、伝聞研修や研修報告の回覧により、研修内容を共有している。研修報告のアクションプランに関しては、実施評価が行われていない。研修の効果確認のためにも実施評価することが望ましい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人研修・市主催の研修は共に、集合研修やオンライン・アーカイブ配信等、研修形態が多様化して受講機会は増えている。各研修は非常勤職員も参加可能としている。新任職員や経験の浅い職員に対しては、複数担任クラスを担当し、先輩保育士がフォローする体制を取っている。しかし、OJT制度等の新人職員に対する職場内教育の仕組みは確立しておらず、課題となっている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <p>「実習生受け入れマニュアル」を整備し、昨年度は養成校からの要請を受けて1名の実習生を受け入れた。実習生受入れの目的は、保育を目指す「保育人材の育成」や保育の振返りが出来ることによる「担当保育士の育成」としている。マニュアルにも、実習生受入れの目的や園内での事前準備等、受入れ対応に漏れないよう見直しておくことが望まれる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページやリーフレットを利用し、保育理念や保育内容等を公開している。送迎時の交通マナー等で近隣から苦情が寄せられ、便りや掲示により保護者への注意喚起を行っている。苦情があった場合、「保育ガイド」（マニュアル）の「苦情対応」に従って適正に対応しているが、公表や公開についてはルール化されていないため、現状に合わせて文書化しておくことが望まれる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>園内の経理・事務等は、「経理規程」や「小口現金取り扱いマニュアル」に従い、園長・主任で適正な取扱いが行われている。法人内監査は、開園以来実施されたことがない。市の監査では特段の指摘事項がなかった。法人の内部監査の代替えとして、保育内容や記録類の確認、安全・衛生管理等を、系列園の園長同士で相互評価（確認）する仕組みづくりが望まれる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント> 事業計画や「全体的な計画」に地域交流に関する記載がある。近隣の高齢者施設とは行事への参加等、人的な交流が継続されている。今年度は、新たに近隣園の園長と交流に向けた調整を進めている。保護者に対しては、子育てに関するイベント情報等を提供している。畑を介しての地元住民との交流が、畑が無くなったことで途絶えている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント> 職場体験等の受入れ実績はないが、小学6年生がリユース授業の一環で園を訪れている。保育体験やプランター菜園をはじめとした施設管理等、ボランティアを募集しているが受入れには至っていない。子どもの社会性や感性を育てるためにもボランティアは有効であり、どのようなボランティアが必要かも精査し、事業計画にその取組みを反映させて計画的に活動することが望まれる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント> 園に関連する社会資源は「連絡先一覧」に取りまとめられ、職員は誰でも参照できるように事務室に設置してある。療育支援センターとは、職員が相互訪問して話し合う機会を設ける等、子どもを中心にした連携が取れる体制が整っている。児童相談所の介入する事案の発生はないが、市の担当部門や保健センター等と「子ども第一」に適切に対応する手順が決められている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント> 区の園長会での他園園長との情報交換や、園開放を利用する未就園児の保護者の子育ての悩みや相談等から、地域の福祉ニーズの把握に努めている。幼保小連絡協議会では「小1の壁」への対応等も話し合われている。地域活動支援センター等の関連機関とも連携して情報収集している。今後は、自治会長や民生委員等、地元との関わりを深め、地域の情報を得るための積極的な活動が望まれる。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント> 園開放により地域の子育て支援に努めている。区の災害時地域支援協力事業者に登録し、BCP（事業継続計画）を策定して地域防災における支援体制を整えている。なごやエコキッズ認定園となり、廃材利用やリサイクル、リユース等の環境保全にも取り組んでいる。設置しているAEDは地域への貸与が可能であり、AED設置事業所として地域に広報しておくことが望ましい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>理念、基本方針に子どもを尊重した保育の実施について明示し、入職時に研修を行って共通理解をしている。人権擁護についての自己チェックを年2回行い、園長自ら評価をしているが、人権についての研修は園内に留まり、外部研修等の記録は確認出来なかった。自己チェックに留まらず、積極的に研修に参加して必要な対応方法についての学びの場が作られる事を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「プライバシー保護マニュアル」に基づいて保育を行っている。おむつ替えは一人ずつ行い、夏のプール遊びの時期には外からの視線を遮るためについたてを置き、子どもの権利擁護やプライバシー保護に配慮している。入職時には職員にプライバシー保護についての説明を行い、同意書を取って一人ひとりの意識を高めている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人本部が作成したホームページがいつでも閲覧出来るようになっており、園のイメージが伝わりやすくなっている。リーフレットは市役所に置き、誰でもいつでも手に取れるようになっている。園見学の希望者には、園長、主任が一人ひとりに丁寧に説明を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の開始にあたっては、保護者に「重要事項説明書」を用いて説明し、同意を得ている。特に配慮が必要な保護者に対しては、個別に丁寧な説明を行っている。子どもへの保育を途中で変更する場合は、「園だより」等で知らせてはいるが、「同意書」の取直しは行っていない。変更時の対応策について、職員間で話し合うことを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所の変更にあたり、気になる子どもや配慮が必要な子どもについては、直接電話で伝えてはいるが、特に定められた引継ぎ文書等の規定はない。子どもが継続して安心・安全な保育を受けられるよう、担当者や窓口の設置が定められる事に期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>主要な園行事の後には、保護者を対象としたアンケートを行い、保護者の意見に耳を傾け、年2回の懇談では各家庭の意見を聞く機会を作っている。把握した情報は必要に応じて職員会で検討し、「園だより」等で各家庭に知らせている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「苦情解決マニュアル」に基づき、苦情があった際には園長、主任に直ぐに連絡し、迅速に対応出来るようになっている。また、「園だより」に苦情やクレームの内容、解決策等を載せ、他の家庭にも正確な情報が周知される仕組みが整えられている。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 意見箱を設置し、いつでも意見を伝えられるような仕組みが作られている。また、園長や主任が駐車場に立ち、登園時に子どもや保護者に挨拶をする事で、信頼関係が構築されるだけでなく、相談しやすい環境を整えている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者からの相談や意見に対する対応マニュアルについては、法人本部で作成されているが、定期的に見直しが行われ、職員も意見を伝えられる仕組みになっている。保護者からの意見を積極的に取り入れる方法として、意見箱の設置や保護者アンケートを行い、迅速な検討会議等も行われている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ② ・ c
<コメント> 避難訓練を月1回実施しており、行方不明、頭部打撲、SIDS（乳幼児突然死症候群）等、どんな時でも慌てず対応が出来るよう、日頃より意識を高めている。ヒヤリハットや「アクシデントレポート」も作成し、大きな事故につながらない取組を行っているが、対応策を皆で話し合う場は設けられていない。関わった職員に留まらず、園全体で大きな事故につながらないための策を話し合いたい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<コメント> 看護師が1人常駐し、健康教育計画に基づき、定期的に子どもたちに対して分かりやすく健康について知らせている。プライベートゾーンが大切な場所、手洗いはなぜするのか等、子どもたちの学びの場を作っている。また、「感染症予防対策ガイドライン」があり、予防や発生時にはすぐ対応が出来る仕組みが整えられている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ② ・ c
<コメント> 月1回、避難訓練（地震、火災）を行っている。「備蓄リスト」が作成され、園長と調理担当職員（栄養士）が管理している。保育を継続する為のBCP（事業継続計画）は確認されたが、その内容は園長のみしか知らないという状況であった。職員全体に周知し、いざという時に備えられる事に期待したい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<コメント> 保育に関して、月案、週案等の基本的な指導案については適切に作成されており、園長、主任が確認した上で保育が実施されている。また、常に自己チェックの振り返りを行い、各職員が保育への取組について確認出来る仕組みが整っている。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<コメント> 標準的な実施方法の見直しについては、各クラス会議に園長が参加して行われている。指導案は園長が見直し、法人全体で年1回話し合いながら見直す機会が作られている。また、電子化も進んでおり、業務の効率化や職員の負担軽減にも積極的に取り組んでいる。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 法人共通の「アセスメント表」に基づき、入園前に園長、主任が一人ひとり丁寧に聞き取りを行っている。もしもの時に備えて、職員誰でも同じように聞き取りが出来るようにメモにしておき、いつでも誰でも出来る仕組みが整えられている。アセスメントの内容を踏まえて、アレルギー児や障害児等の個別指導計画も作成されている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<コメント> 指導計画については、「保育の全体的な計画」に基づき、各年齢の姿と照らし合わせながら各担当が作成している。指導計画の内容、評価、反省、保育の振り返りについては、月に2回の幼児会や職員会で話し合い、議事録等で共有している。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもに関する記録は、指導計画の項目ごとに記載し、情報を入力して職員全体で共有している。記録内容に職員間による差異が生じないように統一した様式が定められており、各学年のリーダーがそれに沿って書き方を丁寧に教えている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<コメント> 「個人情報保護規程」があり、入園時に保護者から個人情報の取扱いについての「同意書」をとっている。職員に対しては、入職時の研修に加え年1回研修を行い、記録の管理方法や個人情報漏洩について伝えている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は法人で統一されており、年度末には職員全体で評価・反省し、園独自の計画も取り入れて編成されている。新年度には新しい担任が再度確認しているが、担任以外の補助職員については、個別の発達段階の情報を共有する機会が設けられていない。全職員が情報を共有出来る仕組み作りに期待したい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>定期的に玩具の消毒をしたり、午睡時は寝入り時と目覚めの時間の照明度合いを変更する等、子どもが快適かつ安全に過ごせるような工夫が盛り込まれている。また、遊びの空間と食事のスペースを区切る等の環境設定にも努めている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>人権についてのセルフチェックを行い、自らの保育を振り返る時間をしっかり確保している。また、感情的になってしまっている状態を見逃さず、直ぐに保育士を入れ替えて保育士の心の安定に努め、子どもの受容に努めている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な習慣が身につくように、一つひとつ丁寧に支援している。靴を並べる場所やロッカーの使い方が、目で見て分かるように表示してある。しまう、たたむの習慣が身についたら、次のステップに進むための手段として、子どもたちが自主的に出来るような方法を探り合っていくことを望みたい。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>身近に自然豊かな公園が沢山あり、「お散歩マップ」を作成して公園での遊びが安全で豊かになるように保育している。未満児と幼児の交流もあり、年上の子どもが年下の子どもを思いやる気持ちを育んだり、年下の子どもが年上の子どもから刺激をもらう環境も作られている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「クラスだより」を利用して園での遊びを紹介している。それによって、保護者と遊びを共有したり、手作りの玩具を沢山取り入れたりして、興味、関心を持って遊びが楽しめるようにしている。また、安心して過ごせるよう、なるべく1人は常に同じ保育士が関わるようにしている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「やってみよう」の気持ちを大切にし、廃材遊びや自由に好きな玩具で遊べるよう、取り出しやすい配置になっている。戸外遊びはテラスで遊んだり、縦割り保育では安全に配慮しながら年上の子どもとも一緒に遊べるようになっている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 縦割り保育と通常保育を取り入れており、年上の子どもから刺激を受けたり、年下の子どもを思いやる心が育める環境を作っている。自由遊びから始まった子どもの気づきを大切に、遊びを広げていき園全体で一つの物も完成させていく経験も出来るようになってきている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 障害がある子どもが安心出来る環境として、加配保育士や担任がデイケア、リハビリ、療育施設を実際に見に行き、保護者とも共通の認識で保育が出来るようにしている。また、それ以外の保育士も職員会議を通して園全体で共通理解して保育にあたれるようにしている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 日中保育士と長時間保育士との伝達は口頭やメモを使い、漏れのないようにしている。保育内容についても静と動の時間を作り、くつろげる時間帯の確保も意識的に作られている。長時間に亘って保育を受ける子どもには、おにぎりを用意したりお茶で水分補強をしたりと、子どもの身体的な負担や健康管理にも気を配っている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 就学に向けて年長児が小学校を訪問する機会が作られており、就学に期待が持てるようになってきている。また、小学校からも保育園に遊びに来る機会があり、交流の時間が設けられている。就学に向けて心配事がある保護者とは、就学に向けての面接を行い、親子ともに見通しが持てる仕組みが構築されている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 常駐看護師が中心となり、子どもの健康管理を行っている。「保健だより」も月1回作成して配付している。身体測定、健診の記録を月1回持ち帰り、子どもの成長を保護者と担当職員とが共有するようにしている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 健康診断を年2回、歯科健診を年1回行い、健診結果を定められた書類に記録している。保育の中で歯磨きを丁寧にするための紙芝居を子どもたちに見せ、子ども自らが健康に過ごすためにはどうしたら良いのかの意識を高める仕組みがある。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「アレルギーガイドライン」に基づき、適切な配慮をもって対応している。アレルギー児には年1回医師の「アレルギー疾患生活管理指導表」をもらい、食事の際には机を別にしたり保育士と一緒に食べる等して、クラスの中でも他児と接触しないよう努めている。職員は、エピベン研修やアレルギー研修に積極的に参加し、理解を深めている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 畑で育てた野菜を使ってクッキングをしたり、買い物に子どもたちと一緒にいき、カレー作りをしたりと、食育につながる工夫が盛り込まれている。給食の量を減らすことは出来るが、おかわりは準備されていない。子どもの食べ具合や、個々の適切な食事量に合わせて調整出来る仕組みを検討されたい。			
	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 法人本部で作成された献立を使用しており、法人全体（栄養士会）で残食の調査や欠食状況を把握し、次月の献立、調理に反映させている。調理を担当する栄養士が、野菜の栄養素について記載された掲示物を、子どもや保護者の見やすい場所に貼り出す等、食について興味や関心が深まるような取組みを行っている。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 家庭との日常的な情報交換の手段として、未満児はスマートフォン対応の連絡ツールを使用し、幼児は掲示板に必要な情報を記入し、閲覧してもらえるようになっている。また、年2回全員の保護者と懇談会を行い、子どもの成長を共有出来るような仕組みがある。			
A-2- (2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 毎朝駐車場に園長、主任が立ち、挨拶を交わしながら保護者の意見に耳を傾けている。職員が受けた相談に対しては、直ぐに主任、園長の順に伝えられ、必要に応じて職員全体で解決に向けて話し合いが出来る仕組みが整えられている。			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 職員に対しての虐待等権利侵害に関するマニュアルが整備され、予防に努めているが、家庭での虐待が疑われる時の手順書は整備されていない。家庭での虐待が疑われた時に速やかに情報を共有し、対応出来るよう、体制を整えられたい。			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 年2回の自己チェックを行い、園長自ら職員一人ひとりの評価、面接をして振り返りの時間を作っている。また、様々な研修に参加し、職員会等で共通理解をする時間を作り、園全体で学び合いや意識の向上につなげている。			